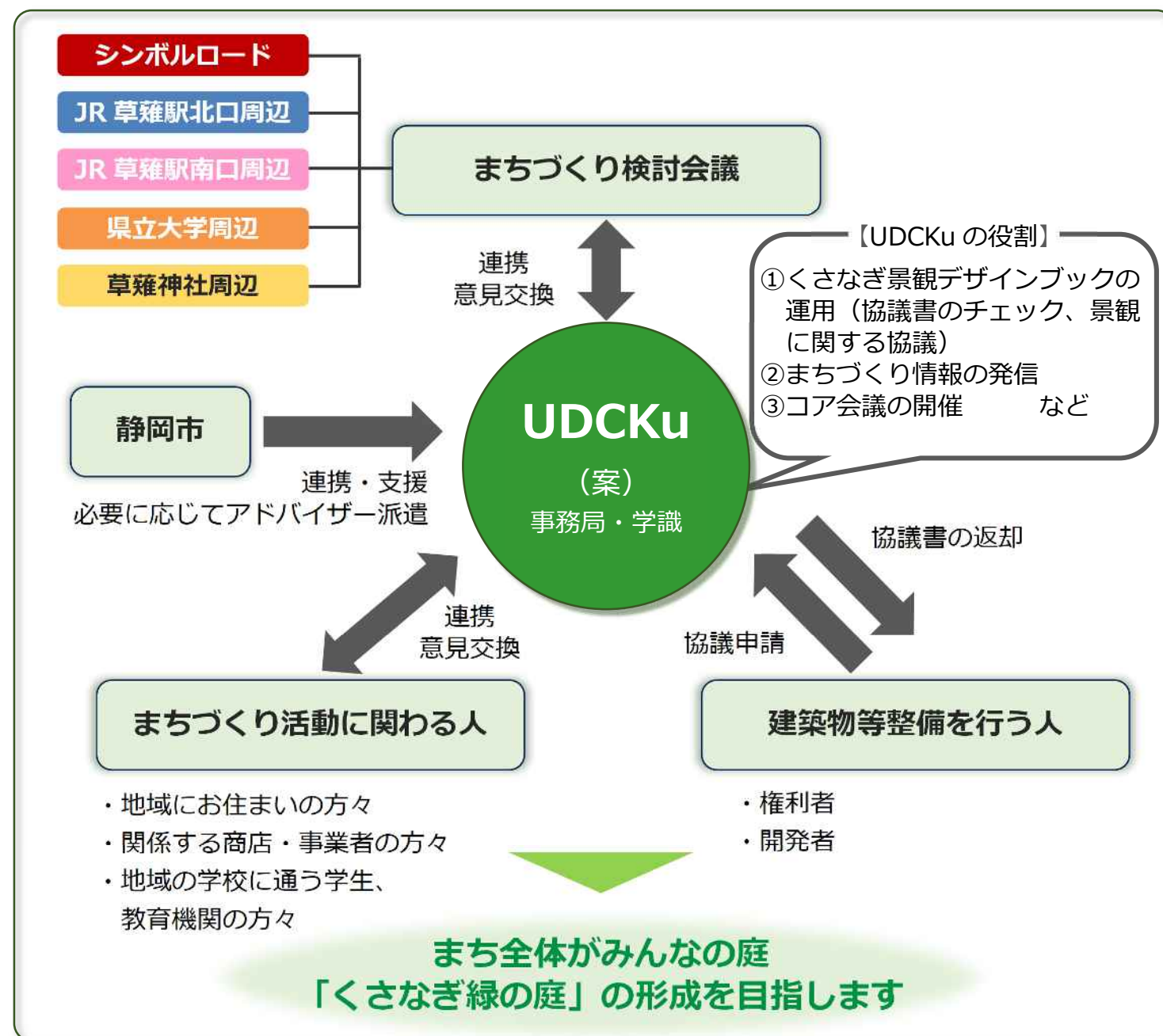


地域の維持管理を含めて取り組む施設や体制づくり

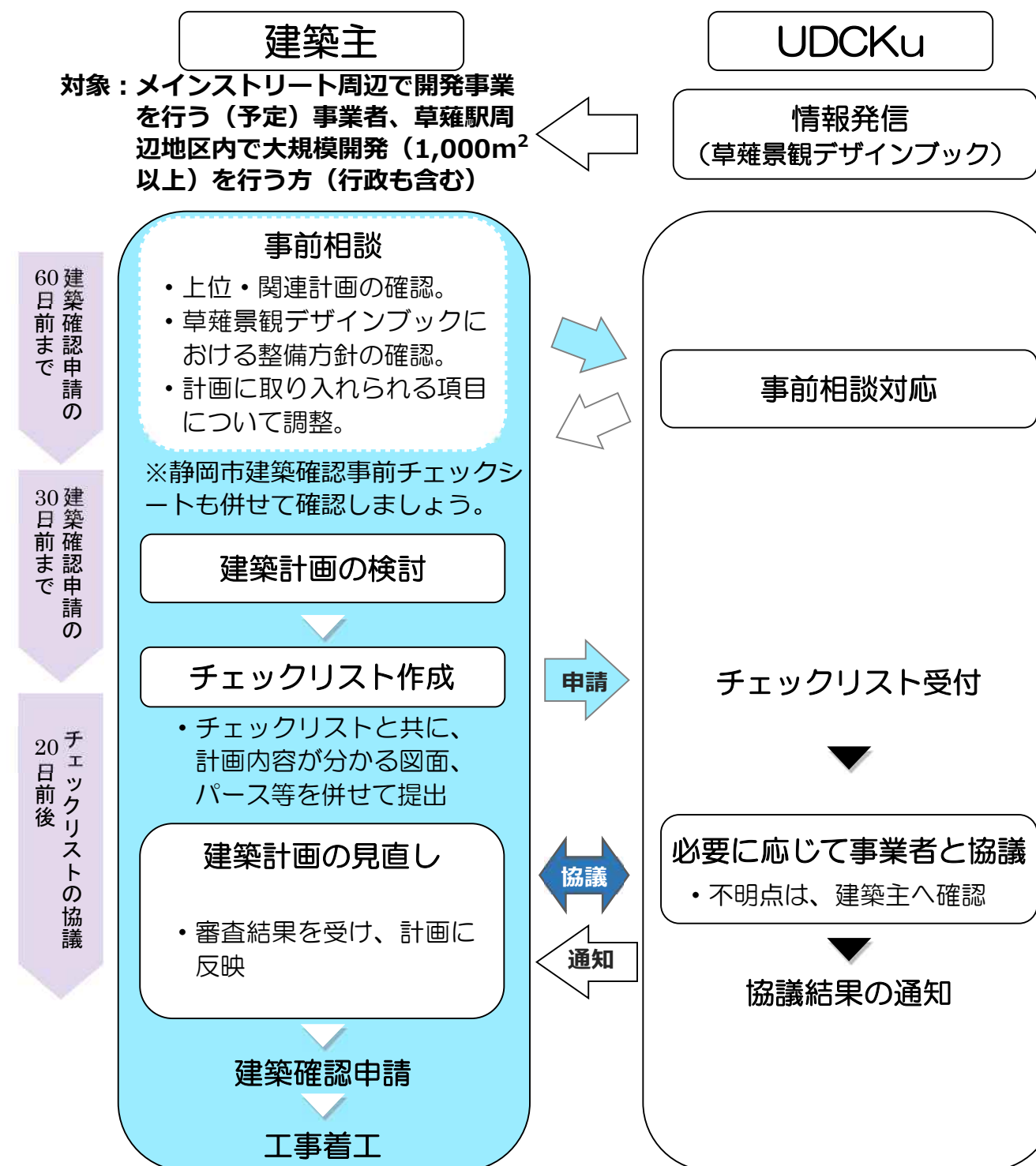
これまでまちづくり検討会議では、草薙駅周辺整備事業に合わせ、くさなぎ景観デザインブックに沿った景観調整を進めてきました。今後、草薙北口通線の整備や新駅舎が供用開始されることで、益々まちの様相は変わり、メインストリートを中心にさらに開発が行われることが見込まれます。

特徴ある草薙らしい景観形成のためには、くさなぎ景観デザインブックで取りまとめた取組みを実践していく事が重要です。

そこで、近年、都市デザインの周知や運用を行う機関として、全国的にも事例がある Urban Design Center (UDC) について、草薙でも、議論を進めてはどうかと考えています。建築主との協議など、UDC を主体として行うことで、草薙らしいまち並み景観の誘導を図ることができるのではないかと考えられます。



◆手続きの流れ（案）◆



※UDCKu の体制が整うまでは、清水駅周辺整備課が事務局機能を担う事とします。

【問い合わせ先】〒424-8701 静岡市清水区旭町 6 番 8 号 清水庁舎 7 階
静岡市 都市局 都市計画部 清水駅周辺整備課(駅周辺整備係)
FAX 054-354-1900
ホームページアドレス: http://www.city.shizuoka.jp/630_000093.html
(平成 28 年 3 月時点)

◆地域全体で草薙らしい景観づくりを進めて行くために活用できる制度◆

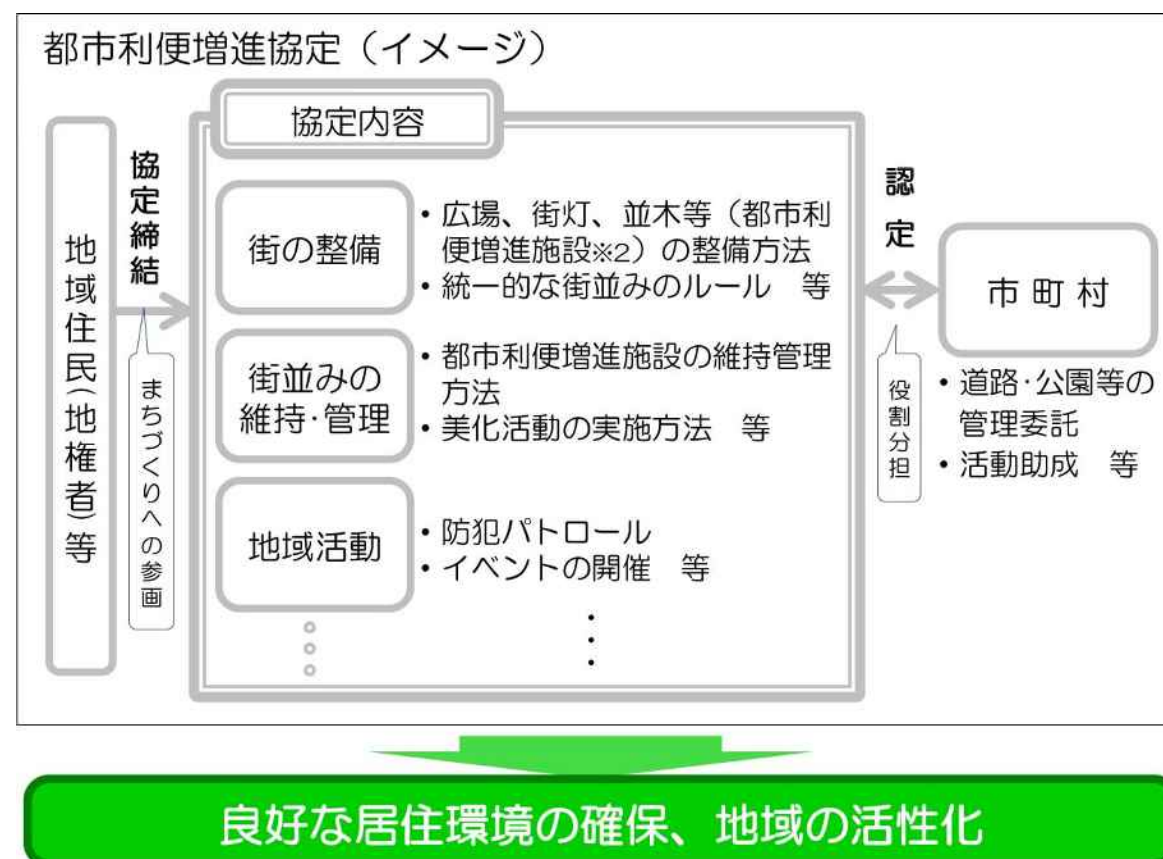
草薙らしい景観づくりのために、利用可能な制度を紹介します。

●都市利便増進協定

【特徴】都市利便増進協定とは、都市再生特別措置法（都市再生法）に基づき、地域のまちづくりのルールを地域住民が自主的に定めるための協定制度です。

良好な居住環境の確保や地域の活性化等、地域主体の公共的な取組みを促進するとともに、市町村と適切に役割分担を図りながら、まちづくりを促進することが可能となります。

【策定主体】区域内住民（市が認定します。）



H26.11 国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室 より

地域の方々と連携して、景観を統一していきたいときは、以下の様な手法があります。

●地区計画

【特徴】都市計画法に則って、地区の特性に応じて定めるルールです。道路・公園等の配置のほか、建築ルールやかき・さくの構造、色彩、屋外広告物など幅広い項目について定めることができます。

【策定主体】市（対象地の権利者の意見を反映し、市が決定します。）

●任意の協定

【特徴】住民間の取り決めとして定めるまちづくりルールです。定める項目など区域内の方々に決めることができます。

【策定主体】区域内住民（対象地の権利者全員の合意が必要です。）

景観協定

景観法に則って、良好な景観の形成に関して定めるルールです。建築協定、緑地協定で定められる項目に加えて、工作物の形態・意匠、屋外広告物や色彩について定めることができます。

路上施設やショーウィンドーの管理、空き地の管理等、ソフト的な内容を定めることができるのは景観協定のみとなっています。

建築協定

建築基準法に則って、住宅地の環境や商店街の利便の維持増進等に関して定めるルールです。建築物の用途や容積率、意匠など主に建物の建て方について定めることができます。

緑地協定

都市緑地法に則って、地域の緑地の保全と緑化の推進に関して定めるルールです。樹木の種類や量、位置、かき・さくの構造等について定めることができます。